

## 医療法に基づく人員配置標準について

## 人員配置標準について

### 1. 医療法における人員配置標準の考え方

- ◆ 適正な医療を実施するためには一定水準以上の人員を確保する必要があることから、医療法では、病院及び療養病床を有する診療所において有すべき人員の「標準」が示されている。

注1) 人員配置標準を満たさない場合であっても、患者の傷病の程度、医療従事者間の連携等により、望ましい一定の医療水準を確保することが十分可能な場合もあるため、最低基準ではなく、「標準」とされている。

注2) 「標準」であっても、標準数を満たさない(標欠)医療機関は医療法に反することになる。

注3) 診療報酬では、医療法における人員配置標準を踏まえ、手厚い配置であれば加算、標準を下回る配置であれば減算されるなど、一定の経済的評価が行われている。

#### <病院等>

- 病院、療養病床を有する診療所は、厚生労働省令で定める員数の医師、歯科医師、看護師等を有しなければならないとされている。(医療法第21条)
- 上記規定に基づき、医師、歯科医師、看護師等の員数の標準が定められている。(医療法施行規則第19条、第21条の2)

#### <特定機能病院>

- 特定機能病院は、厚生労働省令で定める員数の医師、歯科医師、薬剤師、看護師等を有しなければならないとされている。(医療法第22条の2)
- 上記規定に基づき、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の員数が定められている。(医療法施行規則第22条の2)

## 2. 人員配置標準の取扱い

- ◆ 病院及び療養病床を有する診療所では、従業者の標欠があった場合には、直ちに業務停止とは連動させず、都道府県による立入検査等の際に改善指導を行っている。
- ◆ 人員配置の実効性を確保するため、第4次医療法改正により、医療従事者の数が人員配置標準を著しく下回り、適正な医療の提供に著しい支障が生ずる下記の場合には、都道府県知事が人員増員命令や業務停止命令を行うことが可能になった。(医療法第23条の2、医療法施行規則第22条の4の2)
  - ・ 員数の標準の2分の1以下である状態が2年を超えて継続しており、
  - ・ 都道府県医療審議会により都道府県知事が措置を採ることが適当と認められた場合
- ◆ 特定機能病院の場合は、従業者の「員数」に違反があれば、厚生労働大臣は特定機能病院と称することの承認を取り消すことができることになっている。(医療法第29条第4項)

## 3. これまでの人員配置標準の制定・見直しについて(主な制定・見直し事項)

S23	医療法制定(人員配置標準の制定)
S31	歯科医師の配置標準の制定(医師とは別に制定)
S33	特殊病院(精神病院、結核病院)における配置標準の制定
S58	特例許可老人病院における配置標準の制定
H4	特定機能病院制度の導入に伴う配置標準の制定、療養型病床群の導入に伴う配置標準の制定 [第2次医療法改正]
H10	病院薬剤師の業務の実態に合わせた配置標準の見直し
H12	看護師の配置標準の見直し、病床区分の見直しに伴う配置標準の制定 [第4次医療法改正]
H16	へき地等における医師確保支援の特別対策による配置標準の緩和

## 医療施設別、病床区分別の人員配置標準について

	病 区 分	職 種							
		医 師	歯科医師 (歯科、矯正歯科、 小児歯科、歯科口腔 外科の入院患者を 有する場合)	薬剤師	看護師及び 准看護師	看護 補助者	栄養士	診療放射線技 師、事務員そ の他従業員	理学療法士 作業療法士
一般病院	一般	16 : 1	16 : 1	70 : 1	3 : 1	—	病床数 100 以上の病院 に1人	適当数	適当数
	療養	48 : 1	16 : 1	150 : 1	4 : 1 (注1)	4 : 1 (注1)			
	外来	40 : 1 (注2)	病院の実状に応 じて必要と認め られる数	取扱処方せ んの数 75 : 1	30 : 1	—			
特定機能病 院	入院 (病床区分 による区別 はなし)	すべて (歯科、矯正歯科、 小児歯科、歯科口腔 外科を除く) の入院患者	歯科、矯正歯科、 小児歯科、歯科 口腔外科の入院 患者	すべての入 院患者	すべての入 院患者	—	管理栄養 士1人	適当数	—
	外来	8 : 1	8 : 1	30 : 1	2 : 1	—	—	—	—
療養病床を有 する診療所		1人	—	—	4 : 1 (注1)	4 : 1 (注1)	—	適当数(事務 員その他の 従業者)	—

(注1) 療養病床の再編成に伴い省令改正。平成24年3月31日までは、従来の標準である「6 : 1」が認められている。

(注2) 耳鼻咽喉科、眼科に係る一般病院の医師配置標準は、80 : 1である。

<参考データ>

○病院の従業者数の推移（病院報告より）

年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
医師	165,094.1	166,616.7	167,365.8	169,769.2	174,261.2	175,897.3	177,613.2	180,022.3
薬剤師	41,775	41,472	41,071	40,661	38,987.6 (40,198)	38,804.2 (41,057)	39,282.6 (41,377)	40,119.6 (42,618)
看護師等	746,411	759,504	767,807	776,194	758,780.3 (792,124)	761,600.1 (803,393)	767,021.7 (811,538)	769,514.5 (818,580)

○100床当たり従業者数の推移（病院報告より）

年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
全体	96.6	98.4	99.7	101.2	99.7	100.8	101.7	102.6
医師	10.0	10.1	10.2	10.3	10.6	10.8	10.9	11.0
薬剤師	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4(2.5)	2.4(2.5)	2.4(2.5)	2.5(2.6)
看護師等	45.1	46.0	46.6	47.1	46.2(48.2)	46.7(49.3)	47.0(49.7)	47.1(50.2)

○人員配置標準の遵守率(単位:%)(医療法第25条に基づく立入検査結果より)

年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
医師	64.0	69.0	71.3	72.6	75.0	81.3	83.5	83.8
薬剤師	68.2	82.9	84.9	85.4	84.1	88.0	89.6	90.7
看護師等	97.9	98.1	98.7	98.0	98.3	98.8	99.1	99.3

注)・薬剤師・看護師等は、H13以前の病院報告の調査では常勤換算が行われていない。H14以降は常勤換算(括弧内は実人員)。

・「看護師等」は、保健師、助産師、看護師、准看護師の計

## 医療提供体制に関する意見（抄）

平成17年12月8日  
社会保障審議会医療部会

### 4. 医療機能の分化連携の推進

#### 4-4 医療施設の類型、医療施設に係る諸基準の見直し

##### （4）人員配置標準

- 看護職員の人員配置標準について、医療安全の推進を図る観点から、特定機能病院に係る入院患者数に対する基準を引き上げる（現行2.5対1）。  
また、夜間帯の体制確保も考慮して人員配置標準を充実させることについて、検討することが必要である。
- 過疎地域等関係法による指定を受けた地域等、医師の確保が困難と判断できる地域に所在する医療機関について、都道府県知事が、全国一律のものより緩やかな独自の医師配置標準を設定できる制度を新設する。
- 病院における外来患者数に基づく医師数の配置標準については、医師に応召義務があること等から、規定を置く合理性が乏しいのではないかと指摘がなされている。このため、医療法施行規則の当該規定の必要性については、紹介患者を中心とした入院機能を求められる大病院における外来診療のあり方や、医師の配置状況に関する情報の患者への提供等との関係も含め、医療施設体系のあり方に関する検討会において、併せて検討する。
- 医療機関が人員配置状況などの正確な情報を公開すること、例えば2（1）に前述した都道府県による医療機関の情報の整理・公表が円滑に行われ、患者・国民が必要な情報をわかりやすく得られる環境の整備等がなされるのであれば、人員配置標準について、これを緩和するなど廃止を含めた見直しも考えられる。しかし、現状においては上記のような環境が整っていないことから、直ちに人員配置標準を廃止したり一律に緩和することは困難であるが、情報の開示を含めた医療の安全や質の確保を担保できる別の方策との組み合わせにより何らかの見直しを行うことについて、今後の検討が必要である。

## 平成18年医療制度改革における人員配置標準に係る改正内容

### <特定機能病院における看護師・准看護師に係る人員配置基準の引き上げ>

- 看護師・准看護師の人員配置標準について、医療安全の推進を図る観点から、特定機能病院に係る入院患者数に対する基準を2.5対1から2対1へと引き上げを行った。〔省令改正 平成18年4月1日より施行〕

### <療養病床に係る看護師・准看護師、看護補助者の人員配置標準の引き上げ>〔省令改正 平成18年7月1日より施行〕

- 療養病床の再編成に伴い、「療養病床は長期にわたり療養が必要な医療必要度の高い患者を受け入れる病床」との位置付けを医療法の体系上で明確化する観点から、療養病床における入院患者数に応じた看護師・准看護師、看護補助者の配置については、看護師・准看護師配置4対1、看護補助者配置4対1へと引き上げを行った。

※ 平成24年3月31日までは、従来の標準である「看護師・准看護師配置6対1、看護補助者配置6対1」が認められている。

- 平成24年3月31日までの間に、介護老人保健施設等への転換を予定している精神病床（介護療養病床に限る。）及び療養病床（転換病床）について、下記の措置を講ずることとした。（人員配置標準等が緩和された経過的類型の創設）
  - ・ 転換病床については、入院患者数に応じた医師配置の標準数を現行の療養病床に係る48:1から96:1へと緩和。なお、転換病床のみを有する病院については、医師配置の最低数を2とする。
  - ・ 転換病床における看護師及び准看護師並びに看護補助者の配置について、看護師及び准看護師の配置を9:1、看護補助者の配置を9:2（看護師、准看護師及び看護補助者あわせて3:1）へと緩和。

## 医療機能情報提供制度における人員配置に関する情報について

医療機関に対し、医療機関の医療機能に関する一定の情報について、都道府県への報告を義務付け、都道府県が情報を集約してわかりやすく提供する仕組みを創設(平成19年4月1日施行)  
現在、「医療情報の提供のあり方等に関する検討会」において検討を行った結果を踏まえ、施行準備中。

### 医療機関の医療機能に関する情報【病院】(案)(抄)

③ 医療の実績・結果に関する事項	詳細	注記・記載例
病院の人員配置	基本職種別の人数	医師数、歯科医師数、薬剤師数、看護師及び准看護師数、助産師数、歯科衛生士数、診療放射線技師数、理学療法士(PT)数、作業療法士(OT)数
	外来担当数	医師数、歯科医師数、薬剤師数、看護師数及び准看護師数、助産師数、歯科衛生士数、診療放射線技師数、理学療法士(PT)数、作業療法士(OT)数
	病棟担当数	医師数、歯科医師数、薬剤師数、看護師及び准看護師数、助産師数、歯科衛生士数、診療放射線技師数、理学療法士(PT)数、作業療法士(OT)数
看護配置(入院基本料)	病床別の看護配置の列記	一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床別の看護配置(入院基本料)

### 医療機関の医療機能に関する情報【診療所】(案)(抄)

③ 医療の実績・結果に関する事項	詳細	注記・記載例
診療所の人員配置	基本職種別の人数	医師数、歯科医師数、薬剤師数、看護師及び准看護師数、助産師数、歯科衛生士数、診療放射線技師数、理学療法士(PT)数、作業療法士(OT)数
看護配置(入院基本料)	病床別の看護配置の列記	一般病床、療養病床別の看護配置(入院基本料)



## 検討課題について

### 地域医療支援病院について

- 医療連携体制の構築を各地域で行うこととし、これを医療計画に位置付けていくこととの関係において、地域医療支援病院制度についてどう考えるか。
- 地域医療支援病院に本来求められる機能はどのようなものか。
- 地域医療支援病院の承認要件はいかにあるべきか。
- その他地域医療支援病院制度全般についてどう考えるべきか。

### 特定機能病院について

- 専門医の育成のあり方との関係において特定機能病院制度についてどう考えるべきか。
- 高度な医療技術や専門性を必要とする治療などの医療需要に対応できる機能を有する医療機関である特定機能病院は、医療機関間における機能分化と連携の中でどのような位置づけを持つべきか。
- 現状において医育機関が特定機能病院となっているが、医育機関と特定機能病院の関係について、どう考えるべきか。
- 特定機能病院に本来求められる機能や承認要件及び名称等、特定機能病院制度のあり方全般についてどう考えるべきか。

### 医療連携体制・かかりつけ医について

- 医療連携体制の構築に当たり、各関係者はどのように取り組むべきか。
- 紹介患者を中心とした入院機能を求められる大病院における外来診療のあり方についてどう考えるべきか。
- 医療連携体制の中で、プライマリケアはどのように位置付けられるべきか。

- 医療連携体制の構築に当たり、プライマリケアを支えるかかりつけ医が、患者を支える立場に立って、診療時間外でも患者の病態に応じて連絡がとれるようにするなど適切に対応すること等が求められるが、これらの機能を発揮するために何が必要か。
- 患者の視点に立って、かかりつけ医にはどのような役割が期待されるか。
- その他かかりつけ医のあり方全般についてどう考えるべきか。

#### 専門医について

- 専門医の質の確保に当たり、国は広告規制制度による関与にとどめ各学会に委ねている現状に対し、国あるいは公的な第三者機関が一定の関与を行う仕組みとすることについてどう考えるべきか。
- 上記を含め、医療の質の向上と医療安全のさらなる推進を図る上での専門医の育成のあり方について、どう考えるべきか。

#### 医療法に基づく人員配置標準について

- 病院における外来患者数に基づく医師数の配置標準規定の必要性について、紹介患者を中心とした入院機能を求められる大病院における外来診療のあり方や、医師の配置状況に関する情報の患者への提供等との関係も含め、どう考えるべきか。
- その他人員配置標準制度について、施設体系のあり方との関係において、どう考えるべきか。

#### 医師確保との関係について

- 救急、へき地医療等に必要な医師の確保方策との関係において、病院及び診療所は、それぞれどのような役割を担っていると考えるべきか。
- 救急、へき地医療等に必要な医師の確保方策との関係において、現状において医育機関が太宗を占める特定機能病院のあり方や、主要な事業ごとに構築することが求められる地域の医療連携体制との関係を、どう考えるべきか。

## 医療法の人員標準未滿保険医療機関の取扱について

### 1. 入院基本料の算定方法 (平成 18 年 3 月 6 日厚生労働省告示第 104 号)

#### 1) 医師の員数の基準

平成18年診療報酬改正により、医療法の看護師等の不足に対しての減額がなくなった為、医師の員数が70%以下不足した場合、下記のとおり入院基本料が減額される。

医師の員数基準	入院基本料の算定
70%超～	100%
50%超～70%以下	90%
50%以下	85%

#### 一般病棟入院基本料……1日あたりの目安

医師の員数基準	7対1入院基本料	10対1入院基本料	13対1入院基本料	15対1入院基本料
70%超～	1,555点	1,269点	1,092点	954点
50%超～70%以下	1,399点	1,142点	982点	858点
50%以下	1,321点	1,078点	928点	810点

#### 精神病棟入院基本料……1日あたりの目安

医師の員数基準	10対1入院基本料	15対1入院基本料	18対1入院基本料	20対1入院基本料
70%超～	1,209点	800点	712点	658点
50%超～70%以下	1,088点	720点	640点	592点
50%以下	1,027点	680点	605点	559点

(参考)

- ① 医療法第21条第1項第1号又は第22条の2第1号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める医師の員数に100分の50を乗じて得た数を超え100分の70を乗じて得た数以下
- ② 医療法第21条第1項第1号又は第22条の2第1号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める医師の員数に100分の50を乗じて得た数以下

### 2. 特定入院料の算定基準 (平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 601 号)

特定入院料の場合は、小児入院医療管理料、精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神療養病棟入院料の4項目に医療法における医師の員数並びに看護師及び准看護師の員数の配置が義務付けられており、基準を満たさない場合は、算定不可となる。いずれも満たさない場合は、入院基本料の算定となるが、有資格者2人以上の夜勤等の条件等が満たされていなければ、特別入院基本料の算定となる。(特定入院料は、有資格者2人以上夜勤は、条件にない)

	点数	特別入院基本料	減額
小児入院医療管理料 1	3,600点	575点	▲3,025点
小児入院医療管理料 2	3,000点	575点	▲2,425点
小児入院医療管理料 3	2,100点	575点	▲1,525点
精神科救急入院料	※3,200点	550点	▲2,625点
精神科急性期治療病棟入院料 1	※1,900点	550点	▲1,350点
精神科急性期治療病棟入院料 2	※1,800点	550点	▲1,250点
精神療養病棟入院料	1,090点	550点	▲540点

※は、30日以内の点数

	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)		
	平成16年	平成17年	平成18年
小児科入院医療管理料 1	121 5,978	148 7,123	165 8,301
小児科入院医療管理料 2	218 6,659	217 6,401	290 8,277
小児科入院医療管理料 3	115 —	110 —	105 —
精神科救急入院料	14 602	16 1,192	22 1,481
精神科急性期治療病棟入院料 1	124 6,516	144 7,139	163 7,517
精神科急性期治療病棟入院料 2	12 696	12 680	10 516
精神療養病棟入院料 1	678 80,325	723 81,446	794
精神療養病棟入院料 2	9 641	8 528	72,413

(参考)

- (1) 通則: 厚生労働大臣の定める入院患者の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定に規定する入院患者の基準及び医師等の員数の基準のいずれかにも該当しないこと。
- (2) 医療法等の人員規定にかかわる診療報酬施設基準
  - ① 小児入院医療管理料の施設の施設基準
    - ロ. 医療法施行規則第 19 条第 1 項第 1 号に定める医師の員数以上の員数が配置されていること
  - ② 精神科救急入院料の施設基準
    - イ. 医療法施行規則第 19 条第 1 項第 1 号に定める医師の員数以上の員数が配置されていること
    - ロ. 医療法施行規則第 19 条第 1 項第 4 号に定める看護師及び准看護師の員数以上の員数が配置されていること
  - ③ 精神科急性期治療病棟入院料の施設基準等の通則
    - ロ. 医療法施行規則第 19 条第 1 項第 1 号に定める医師の員数以上の員数が配置されていること
    - ハ. 医療法施行規則第 19 条第 1 項第 4 号に定める看護師及び准看護師の員数以上の員数が配置されていること
  - ④ 精神療養病棟入院料の施設基準
    - ロ. 医療法施行規則第 19 条第 1 項第 1 号に定める医師の員数以上の員数が配置されていること
    - ハ. 医療法施行規則第 19 条第 1 項第 4 号に定める看護師及び准看護師の員数以上の員数が配置されていること